

起因物、事故の型：木材、竹材 - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	22～23	当社工場内において、原木皮剥ぎ機での作業中、ステップ部で丸太が落下しそうになるトラブルが発生したため、手で丸太を直そうとしたところ、丸太とライン上にあるガイドに右手小指を挟み負傷した。	30	10401	100～299
1	11～12	長さ4mぐらいの木材を、2人で持った時に、片方の者が指を滑らせて木材を放してしまい、運悪く下に鉄のローラーがあり、指がローラーと木材に挟まれて怪我をしてしまった。	41	10409	1～9
1	14～15	伐採事業現場で集伐中、ワイヤーで丸太を移動する時、丸太と丸太の間に手を挟み、右人差し指付根辺りを負傷した。	32	60201	—
1	18～19	仕事中作業場で材料の片付けをしている時に、板で右手人差し指を挟んでしまった。	17	11209	1～9
1	9～10	仕組（梱包用の木枠）を作成するための角材（145mm×145mm×6000mm/1本あたり94.6kg）を運ぶため素手で持ち上げた際、5段積みの角材の山が崩れ、手前の3段積みの角材の山の上で支えようと左手を差し出したところ、その上に角材が落ち、左手が挟まった。慌てて力いっぱい左手を引き抜いたところ、裂傷を負った。	23	170209	10～29
1	12～13	竹林より竹を出している時に竹の切株を見落とし、竹と竹の切株で指をはさんだ。	23	60209	—
2	10～11	軽便送材車で、杉丸太3m32cmを製材中、丸挽にして小割までを作業している最後の1枚を裏返した時、ヘッドブロックの台座の角と木材に親指第一関節から先を挟まれた。	69	10401	—

2	17~18	2階専有部で置床の材料（1枚1.8m×0.6m厚さ20mm、約10kg）を各専有部に平踏みに間配りをしていた時に、先に平積みしていた材料と荷運びしていた材料（3枚約30kg）を重ねるため下ろした時に、左中指の指先1cm程を挟んでしまい指先が裂けて出血した。	24	30201	1~ 9
2	10~11	材料のパーティクルボード（約15kg）を台車に移し替えを行っていた。両手で材料の間に手を離し忘れ材料の間に手を挟んだ。右手中指の先端を骨折した。	54	10409	50 ~ 99
3	9~10	一般不燃物（丸太、長さ40cm~50cm、太さ直径25cm位）を塵芥車に積み込み中、左手中指を挟み骨折した。	62	150103	10 ~ 29
3	14~15	チップ工場で丸太をとびを使って左側に移動しようとしたところ、とびの先が柄からぬけた為バランスをくずし、勢いのついた丸太が左足先にのってしまった。	62	60201	1~ 9
3	9~10	工場内の作業台にて、看板用の札を作る為にボール紙を定規を当ててカッターで切っていたところ、力が入り過ぎ手元が狂い、自身の左親指の付け根をカッターで切ってしまう怪我をした。	32	30202	1~ 9
3	11~12	事業所作業内において、チップの搬入口に大きい端材が引っ掛かっていたので機械のスイッチを切った後、止まったことを確認し、引っ掛かっている端材を取ろうとした際に端材と鉄板の角に指を挟み、右手第2指を負傷した。	64	10401	10 ~ 29
4	11~ 12	本社工場にてカラ松の製材作業中、角挽きツインソー（1号機）の作業者が、送台車のレールにヤニが付いて動きが鈍くなったので油をさしていた時、テーブルツインソー（2号機）の作業者が製品置場に材が溜まっていたので材を戻したところ、油をさしていた作業者の右ふくらはぎ部分が戻した材と製材品送りのアングルに挟まれ負傷した。尚、1号機の作業者と2号機の作業者の間に機械があり死角になっており、お互いの姿が見えない状況になっていた。 ※製材の流れ：角挽きツインソー（1号機）→テーブルツインソー（2号機）	35	10401	1~ 9

4	13~ 14	作業所前に停めた2tダンプより木材（4寸角長さ4m）を移動させる時、手が滑り左手中指が下敷きになり負傷した。大したことは無いと思い仕事を続けたが、痛みが強くなった。	23	30202	1~ 9
4	14~ 15	新築工事において、小屋梁りに置いてある垂木45×45×200mm（重さ2.5kg）を2本両手で持ち、引き出そうとした際、右人差し指を挟み負傷した。様子を見たが腫れがひどくなり、痛みが取れなかった。	63	30202	1~ 9
4	13~ 14	汚水管布設工事にて矢板の整理作業中に誤って左手薬指の先端を挟んだ。	57	30110	10 ~ 29
5	14~ 15	会社の向い側にある作業場において、伐採された寸法80cm程度の木をコンテナ車に積み込み作業中に、木材を転がして移動させていた時、木材と木材の間に右手中指の先端が挟まれて右手中指の先端部分を骨折した。	37	150109	10 ~ 29
7	10~11	被災労働者が荷降ろし先である、新築現場に於いて運搬してきたプレカット材を降ろし終えたところ、位置を数十cmずらして欲しいとの要請があり、5段重ねしたプレカット材（重さ約1.5t）に平ロープを掛けクレーンにより約20cm上げたところで、台木（6cm角）を動かすために手を入れた瞬間、平ロープを掛けていたほぞ（雄部）が折れ、プレカット材と台木の間左手拇指爪部が挟まれて受傷したもの。（被災労働者は軍手を着用していた）	63	40301	1~ 9
7	8~9	店舗内資材館木材売場において、品出し作業を実施中、カラー合板（910mm×1820mm、約2.1kg/枚）をラップで一纏めにした12枚束（約25.2kg）を、立て掛けた状態で足元から持ち上げようとした際に、滑り落ちてきたため、地面とカラー合板の間に左手を挟み負傷した。	46	80209	100 ~ 299
7	10~ 11	剪定枝を車両に入れる作業中に、車両から飛び出した剪定枝の束が左手第4指に当たり、その勢いで投入口の鉄製の部分に挟み、負傷した。	35	150102	100 ~ 299
	14~	工場にて木材を運んで地面に置く際に、木材の下端に取付してある金物で			50

7	15	左足親指の先を挟み負傷した。	21	10409	～ 99
7	15～ 16	作業場にて出荷の荷作り作業中、丸太に巻きダンボールを括りつけていたとき、丸太を載せる台と丸太の間で左手の中指を挟んだ。	63	60209	1～ 9
9	9～ 10	第一工場の製材工場内にある製材送りローラーの設置している、被災労働者が製材送りローラーより落ちそうになっていた重い製材品を送りローラーに戻そうとしていた。被災労働者が作業をしている時、送りローラーに押し戻そうとしていた重い製材品が倒れてきた。送りローラーの端に左手をのせ、重い製材品と送りローラーの端の間に左手中指を挟み、左手中指の先を1cmくらい潰す傷を負った。	45	10401	10 ～ 29
9	12～ 13	配送先にて1梱包20kg程度のフロア材を2梱包肩にかついで高さ1m位のフロア材の上に降ろそうとした際、左手中指をフロア材に挟んで負傷した。	42	40301	10 ～ 29
9	13～ 14	林内作業車にて木材を運搬、土場にて木材を降ろす作業を行ったが、サイドポールが上手く外れず、木材が降ろせなかった、そこで、サイドポールに引っかかっていた比較的細い木材を動かした所、思いがけずサイドポールが外れ林内車に積んでいた木材が被災労働者に向かってくずれ落ちて来た、被災労働者はあらかじめ、はい積してあった木材を背にして作業をしていたため、木材に前後から足を挟まれるかたちとなった。	49	60201	1～ 9
9	13～ 14	当組合の加工工場内において、鉄筋加工材の仕分け中に、鉄筋と鉄筋の間にあるまくら木から誤って加工材が落ち、左手小指第一関節が挟まれて骨折した。	43	11209	1～ 9
10	18～ 19	トラックの上から丸太を二人で降ろそうとした時、一人が足を滑らせてしまい丸太から手を離れた際に丸太が不安定になり荷を固定していたワイヤーと丸太に手を挟んでしまった。	41	60101	1～ 9
11	15～ 16	個人宅新築工事現場にて、配管工事作業のためのトラックなどが出入りしやすいよう泥でぬかるんだ地面に鉄板（30kg、長さ1m×1m）を敷こうと一人で引きずりながら移動中、石に躓き鉄板を持ったまま尻もちをついて	27	30202	1～ 9

		しまい、腰や臀部を強く打ちつけ負傷した。			
11	15~ 16	傾斜15度林齢40年生スギ林において作業道開設のため支障木（胸高直径34cm、樹高20m）を伐倒した。作業道開設時に移動する際、元から4mの所で造材作業をしようとしたが伐倒木の元が浮いていたので仕方なく先に伐倒してあった木の上に乗し、顔の高さで造材作業をしているとチェーンソーが挟まれたので、次は挟まれないよう木を近くで作業していたバックホーで下から支えてもらい上から造材していたところ、急に造材木が落下し乗っていた木と木の間で左足を挟まれ被災した。	43	60201	1~ 9
11	14~ 15	工場内にて丸太の製材機で作業中、丸太を機械で挟む際に、誤って指も挟んでしまった。	76	10401	1~ 9
11	15~ 16	資材置場作業で、トラックに積んでいた砂を荷台からおろす時に、砂置きから出ない様にトラックの後方側から板を持って待機していた。砂がおりてきた時に板を押さえていたが支えきれず、砂と板が自分の足に倒れて挟まり、負傷した。	37	170209	—
11	10~ 11	地拵え作業中、玉切った材を木の棒を使い、もくっていたところ、その棒が折れて体が前につんのめった状態になり、踏み出した右足が木と木の間で挟まった。その日は、作業を続けたが、痛みが増したので受診したところ、右膝内側副靭帯損傷と診断された。	62	60209	10 ~ 29
12	15~16	丸太約350mmΦを、厚み120mm、幅300mmに切断後、20mmの板に切断するため、製作機にセットする際、上記寸法の木材盤の間に左手中指を挟み、裂傷及び骨折をした。	64	10401	1~ 9
12	14~15	事業所内に於いて、現場で使った枕木を車両の荷台から取り下ろす際、手が滑り、枕木が落下した。その時、右手の親指が枕木とトラックの荷台の間に挟まれ負傷した。	31	30104	10 ~ 29
12	10~11	1号倉庫内で荷下ろし作業中、2人1組での作業で、相手方作業員が枕木を押したため、枕木と鉄板との間に右手親指が挟まり、右手親指の腱断裂および骨折をした。	55	40301	30 ~ 49

12	14~15	作業場において、新築工事のための加工した木材（10.5cm×10.5cm×4cm）を移動し積み上げる作業中、手元のバランスを崩し、木材に挟まり右手薬指を負傷した。	54	30201	10 ～ 29
12	10~11	会社の工場にて、残材の仕分けおよび廃棄作業中に、立て掛けてある大量の残材を動かしているとき、自身の不注意により、右手の甲を残材（木材ボード、400×450×3cm）で挟んでしまい、右手を負傷した。	31	30202	1～ 9
12	9~10	工場でパネルを担いで運ぶ際に、パネルを下ろそうとしたとき、パネルとパネルの間に指を挟んだ。	45	30209	1～ 9
12	10~11	山林搬出現場にて、伐採の様子を見に行ったとき、林内作業車に原木を積む作業中（他者）、林内作業車の縁に手をかけていたところ、原木が回転して右手の指を挟んだ。	64	80109	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html